製品安全の確保に向けて

平 成 ２ ０ 年 ７ 月 ８ 日

経 済 産 業 省 大 臣 官 房 審 議 官

本　庄　孝　志

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry

NITE（独立行政法人　製品評価技術基盤機構）の製品事故情報収集件数の推移

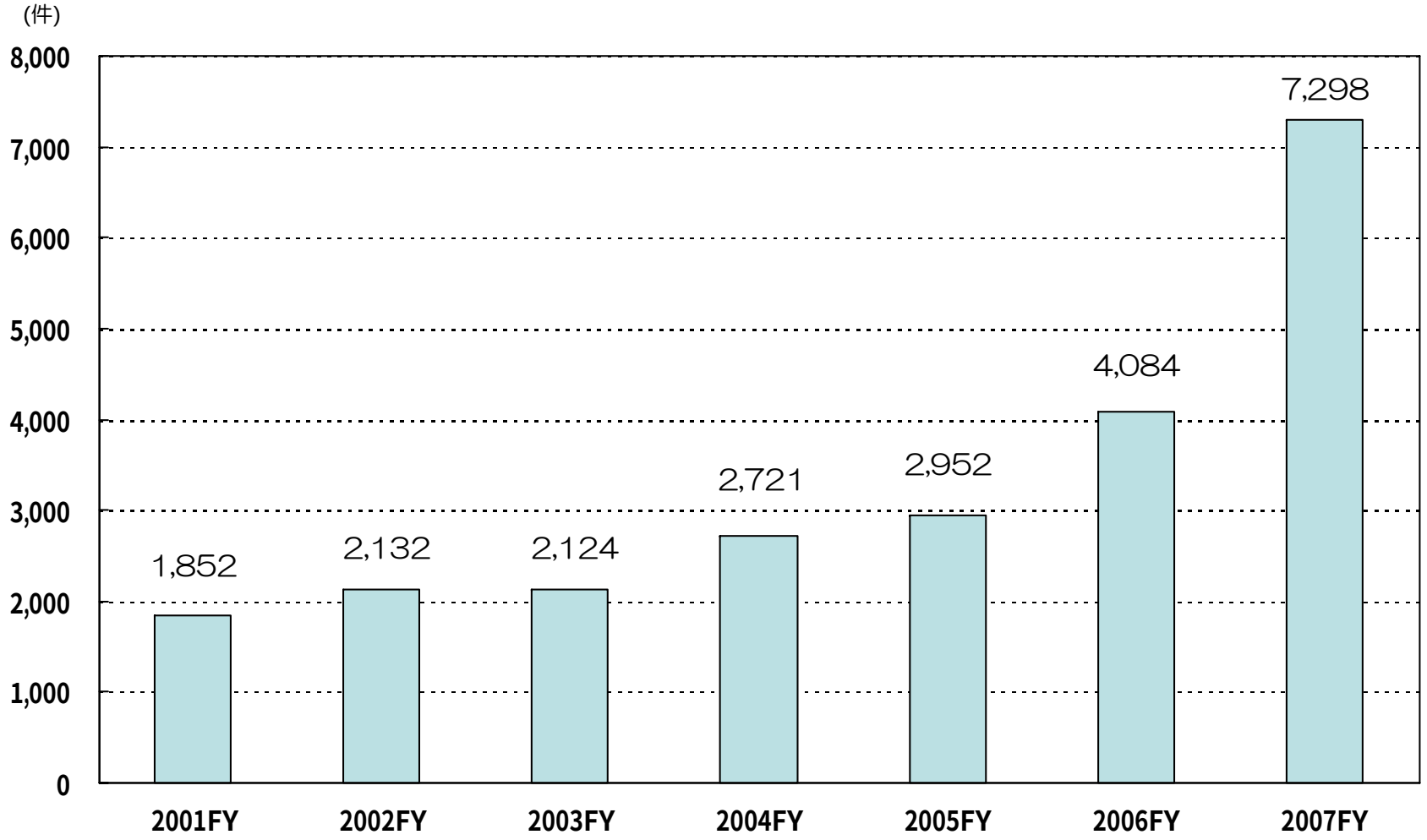

（３月末現在）

製品事故収集件数が増加した要因

- 製品の機能の高度化や使用形態の多様化

- フェイルセーフに慣れきった消費者の製品の危険性に対する認識の希薄化

- 製造事業者等が、安全性よりも製品の高度化やコスト削減を相対的に優先しがち

- 社会全体の安全に対する関心の高まり

最近の製品事故の事例

●ガス瞬間湯沸器による一酸化炭素中毒事故

●家庭用シュレッダーによる幼児指切断事故

●石油温風暖房機による一酸化炭素中毒事故

●電子機器搭載リチウムイオン電池の発火事故

●リモコン付き電気ストーブの誤作動による発火事故

●浴室換気乾燥暖房機の発火事故

●温水洗浄便座一体型便器の発火事故

●３７年使用した扇風機による発火事故
●電動車イスによる転倒事故
●介護用ベッドの手すりに挟まれる事故

行政に事故情報が適切に報告されていないものあり、
行政等による対応に遅れが生じたこと等が問題視

製品事故情報報告・公表制度

昨年5月14日スタート

重大製品事故発生

（10日以内）

＜報告＞

製造事業者等は、10日以内に経済産業大臣に、製品の名称、機種・型式、事故の内容、被害状況等を報告

（1週間以内）

＜公表と指導＞

経済産業大臣は、1週間以内に事故の内容等を記者発表するとともに、HPで公表

（再発防止策の促進）

＜再発・拡大防止＞

事業者による自主リコール等

２．重大製品事故の受付状況

➢ 平成１９年5月１４日の改正消費生活用製品安全法の施行により、重大製品事故報告･公表制度の運用が開始されて以来1，３４６件（うち、１９年度：1，１９０件、２０年度１５６件）の重大製品事故を受け付けた。（平成20年5月13日現在）

	死亡	（うち火災による死亡）	重傷	（うち火災による重傷）	火災	CO中毒	後遺障害	計
ガス機器	16	(12)	13	(5)	175	13	0	217
石油機器	11	(10)	5	(4)	159	5	0	180
電気製品	21	(15)	31	(1)	618	4	1	675
うち電気こんろ	1	(1)	0	(0)	64	0	0	65
その他	30	(0)	208	(3)	34	0	2	274
うち電動アシスト自転車	2	(0)	30	(0)	1	0	1	34
うちデスクマット	0	(0)	45	(0)	0	0	0	45
合　計	78	(37)	257	(13)	986	22	3	1,346

・消費生活用製品安全法に基づく事故情報報告・公表制度の対象となる重大製品事故の範囲は、死亡、重傷（治療期間が３０日以上）、後遺障害、一酸化炭素中毒、火災（消防が確認したもの）。

・消費生活用製品の製造・輸入事業者に対し、重大製品事故の発生を知ったときは、１０日以内に国に報告することを義務付け。

３．重大製品事故の公表処理状況

－ 最終的には全ての案件について事故原因とともに事業者名、型式名を公表 －

- **処理件数　１，３４３件　(5月13日現在)**
- **重複報告、対象外 (消安法の対象とする消費生活用製品に非該当、危害の内容が非該当) の案件を除き全て公表 (１，３２７件)**
- **最終的には全ての案件について事故原因とともに事業者名、型式名を公表**
- **ただし、原因調査中のものは、当面、製品名と事故概要のみを公表 (３８４件)**
- **報告受付時の審査並びに調査の結果により製品事故には該当しないと判断された案件については、第三者判定委員会でその妥当性を判定 (１５８件)**

重大製品事故公表等処理状況

	事業者名・型式公表	製品名、事故概要のみ公表 (原因調査中)	製品事故には非該当	製品事故には非該当とみられる (今後、委員会で妥当性を判定する予定)	他省庁送付案件	重複・対象外	計
ガス機器	130	-	62	23	0	2	217
石油機器	158	-	14	7	0	1	180
電気製品	319	291	51	4	0	8	673
その他	89	93	31	7	48	5	273
合　計	696	384	158	41	48	16	1,343

４.再発防止策の促進

- 報告された情報に基づき、事業者に対して、再発拡大防止を促した案件に係る報告件数は、１２４件（電気こんろ、石油ふろがま、車庫用門扉、スプレー缶（殺虫剤）等　）。
- 重大製品事故を契機にリコールを行ったものは、４２製品。**(5月13日現在)**

自主リコールが行われた事例

・電動アシスト自転車（ヤマハ発動機㈱）
・ガス給湯付ふろがま（㈱ノーリツ）
・車庫用門扉（東洋エクステリア㈱）
・電気冷蔵庫（松下冷機㈱）
・石油給湯付ふろがま（㈱長府製作所）
・手すり（着脱式）（矢崎化工㈱）
・２４時間風呂（昭和鉄工㈱）
・ガスふろがま（㈱ガスター）
・アンプ（日本ビクター㈱）
・電子レンジ（小泉成器㈱）
・電気こんろ（松下電器産業㈱他）
・携帯電話用電池パック（ノキア・ジャパン㈱）
・ミシン（ＪＵＫＩ㈱）
・スプレー缶（殺虫剤）（ライオン㈱）
・金属製マスコットバッド（大都化成工業㈱）
・光・熱複合ソーラーシステム（積水化学工業㈱）［全て交換完了］
・ウォーターサーバー（アクアクララ㈱）
・空気圧縮機（㈱日立製作所）
・プラズマテレビ（日本ビクター㈱）
・自動車バッテリー用充電器（㈱ジーエス・ユアサパワーサプライ）
・電気ストーブ（ハロゲンヒーター）（㈱ユニ・ロット）
・草刈機用ナイロンカッター（㈱たくみ）
・ガスこんろ（タカラスタンダード㈱、パロマ工業㈱）
・電気洗濯機（日本建鐵㈱（三菱電機㈱）ブランド）
・電気洗濯乾燥機（三洋電機㈱）＜別々の要因で２製品＞
・充電式誘導灯（松下電工㈱）
・電動ベッド（㈱ベルーナ）
・介護ベッド用手すり（パラマウントベッド㈱）
・液晶テレビ（松下電器産業㈱）
・食器洗い乾燥機（ＴＯＴＯ㈱）
・ユニットバス（松下電工㈱）
・システムキッチン（アイオ産業㈱）
・デスクヒーター（松下電器産業㈱）
・電動トレーニングマシン（㈱ジョイナス）
・電気ストーブ（㈱セラヴィ）
・携帯電話用電池パック（京セラ㈱）
・空気圧縮機（アネスト岩田キャンベル㈱）
・電気冷蔵庫（ドメティック㈱）
・電動車いす（スズキ㈱）
・電気洗濯乾燥機（東芝ホームアプライアンス㈱）
・電気温水器（㈱キューヘン）

【参考－１】　製品別の重大事故報告の内訳　＜電気製品＞

重大製品事故報告の件数　＜総合計675件＞
（平成19年5月14日～平成20年5月13日）

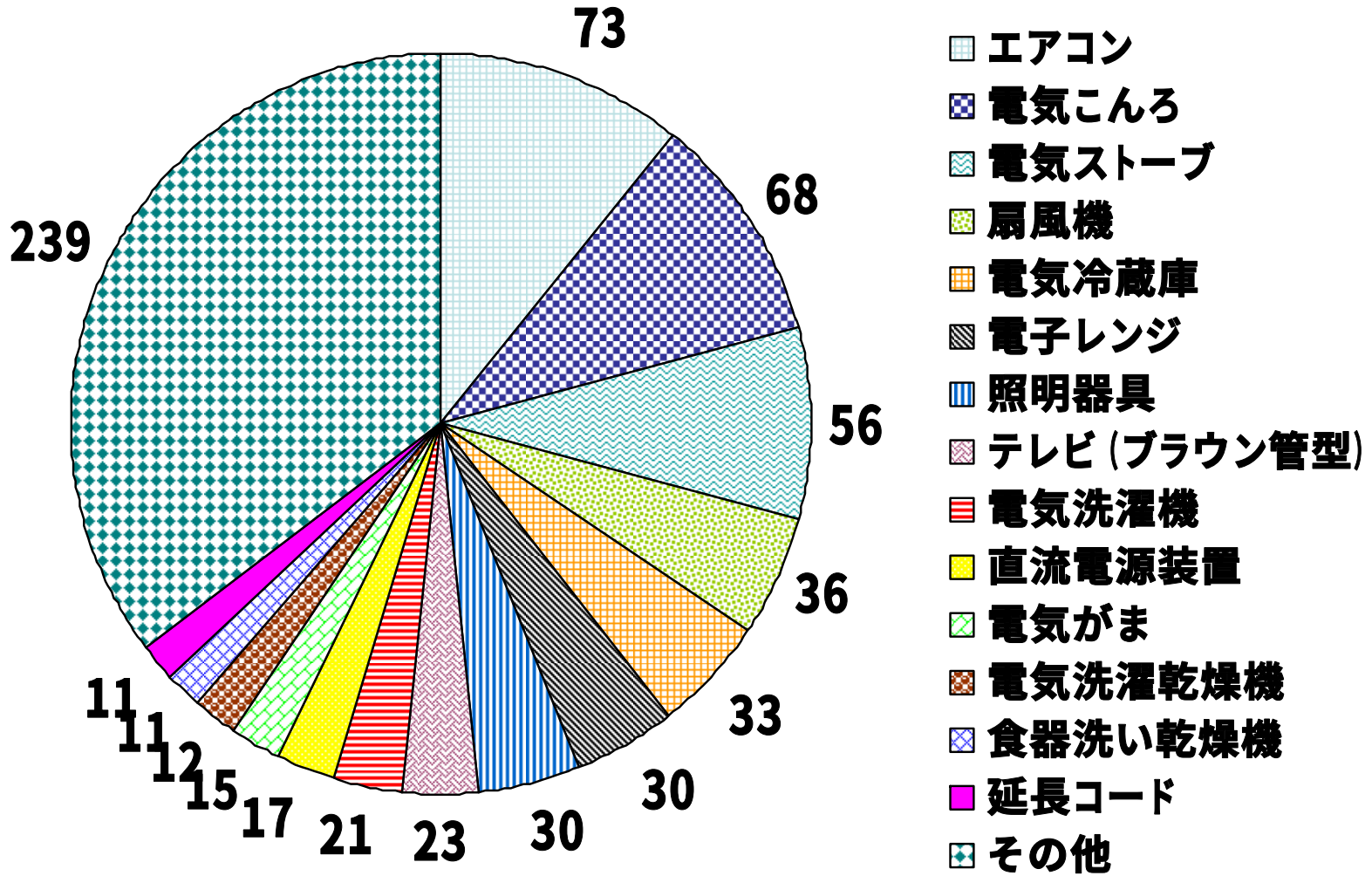

【参考－２】　製品別の重大事故報告 の内訳　＜燃焼器具＞

重大製品事故報告の件数　＜総合計：397件＞
（平成19年5月14日～平成20年5月13日）

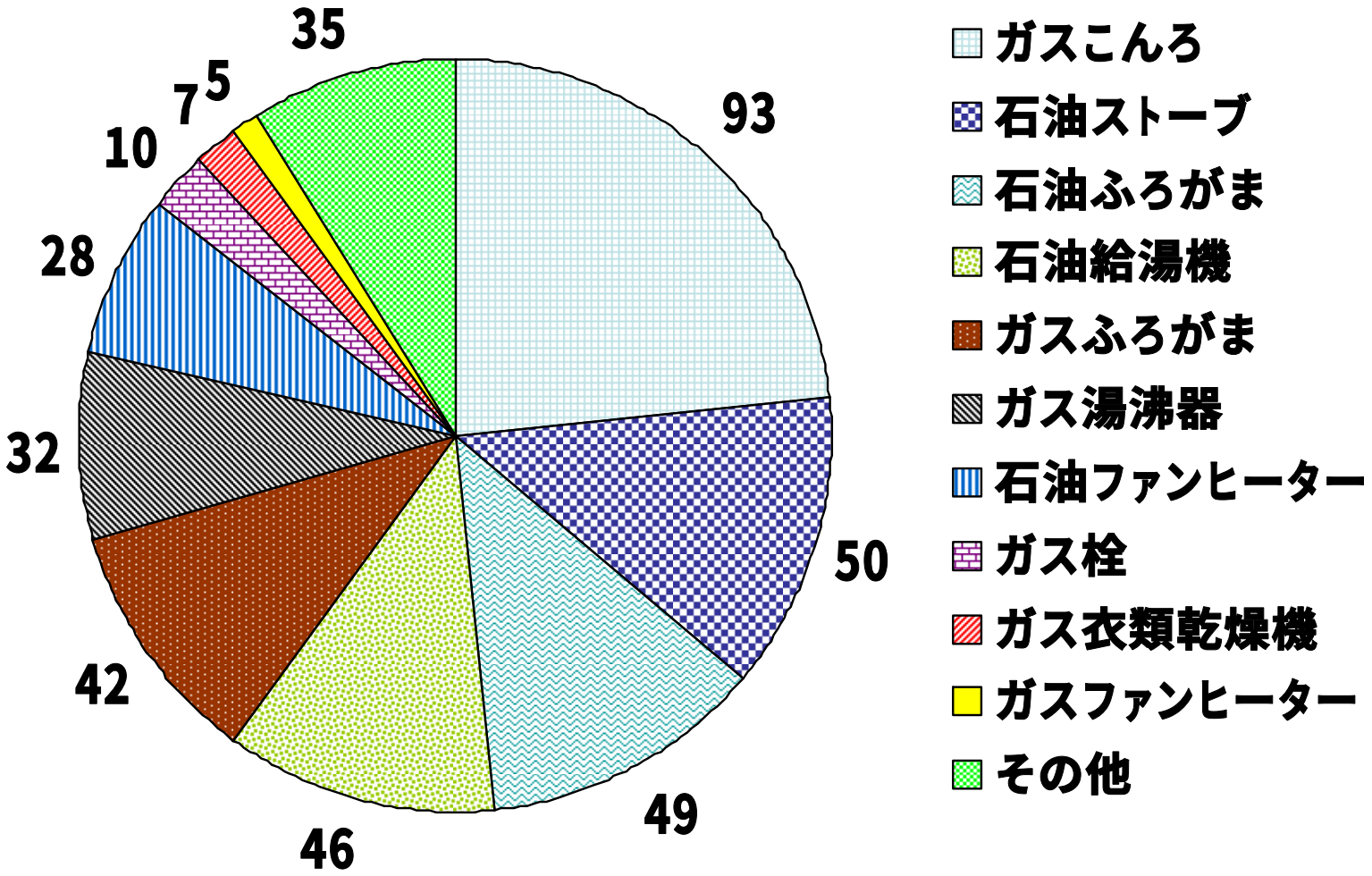

【参考－３】製品別の重大事故報告の内訳 ＜その他＞

重大製品事故報告の件数　＜総合計：274件＞
（平成19年5月14日～平成20年5月13日）

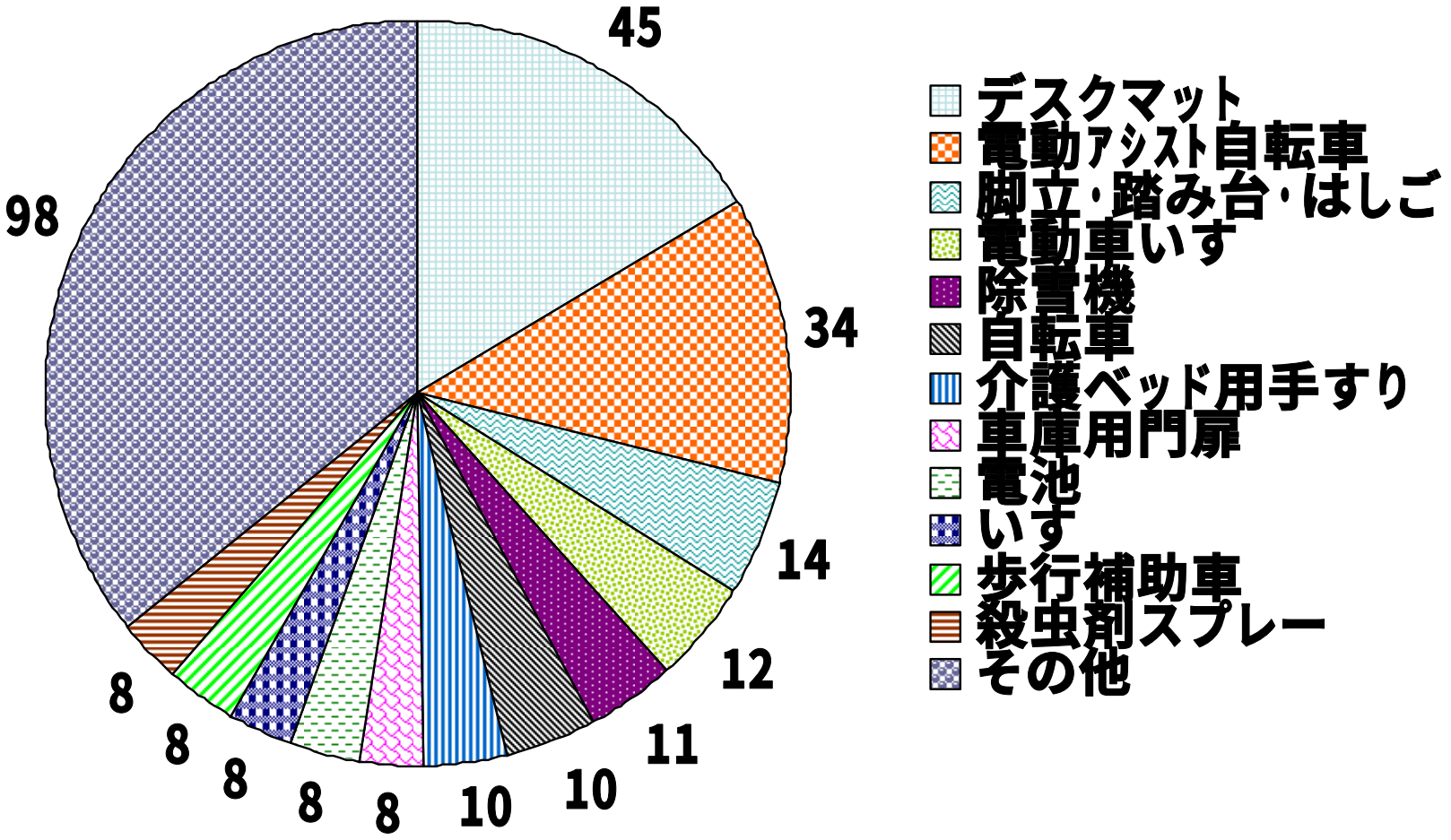

製品安全対策の充実

1　長期使用製品の安全確保・・・・・・経年劣化対策
・点検制度
・表示制度

2　リチウムイオン蓄電池の安全確保

3　ガスコンロの安全確保

4　石油ストーブ等の安全確保

１－１　長期使用製品の安全確保（点検制度の創設）

平成２１年4月１日
から施行

長期間の使用に伴い生ずる劣化（経年劣化）により安全上支障が生じ、特に重大な危害を及ぼすおそれの多い製品（経年劣化による重大事故発生率が高い製品）で、適切な保守を促進することが適当なものについて、点検制度が設けられます。

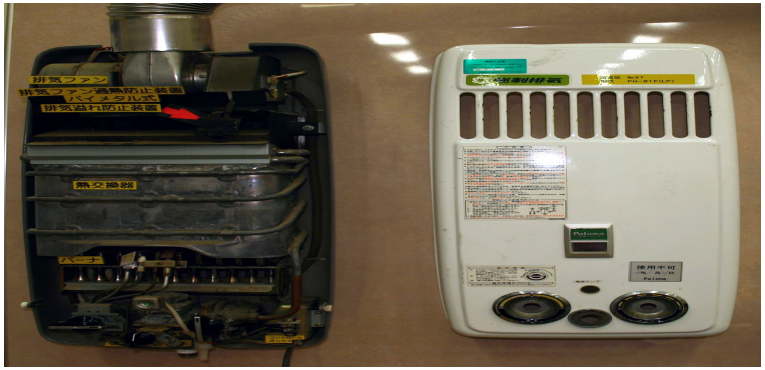

＜点検制度の対象製品＞

- 屋内式ガス瞬間湯沸器（都市ガス用、LPガス用）
- 屋内式ガスふろがま（都市ガス用、LPガス用）
- 石油給湯機
- 石油ふろがま
- 密閉燃焼式石油温風暖房機
- ビルトイン式電気食器洗機
- 浴室用電気乾燥機

計9品目

１－２　長期使用製品の安全確保（表示制度の創設）

平成２１年４月１日から施行予定

点検制度の対象外ですが、経年劣化による重大事故件率は高くないものの、事故件数が多い製品について、設計上の標準使用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化される予定です。

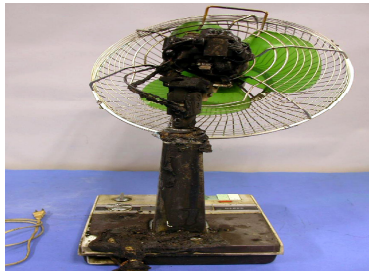

＜表示制度の対象製品（予定）＞

扇風機	エアコン	換気扇	洗濯機	ブラウン管テレビ	計5品目

＜予定されている表示イメージ＞

【製造年】　20XX年
【設計上の標準使用期間】　△△年
設計上の標準使用期間を超えて使用されますと、経年劣化による発火･けが等の事故に至るおそれがあります。

２　リチウムイオン蓄電池の安全確保

○ノートパソコン、携帯電話などに使用されているリチウムイオン蓄電池は大変、便利なものとして、皆さまのまわりでも多く使われています。

○他方、近年、リチウムイオン蓄電池による発火・発煙事故などが相次いでいることから、事故の未然防止のため、安全基準を定めることとなりました。

○本年１１月２０日から施行予定です。それ以降、ＰＳＥマークのないものは、販売できなくなります(ただし、施行日以前に製造・輸入されたものは除く。)ので、パソコン、携帯電話などをお買い求めの際には、ＰＳＥマークの有無をご確認いただきますようお奨めします（４００ワット時毎リットル以上）。

リチウムイオン蓄電池の形態

ノートパソコン用

携帯電話用

PSEマーク

特定電気用品以外の電気用品の場合

３　ガスコンロの安全確保

今年１０月以降、家庭用ガスコンロには、全口に「あげルック（調理油過熱防止装置）」と「立ち消え安全装置」が装備されることになりました。

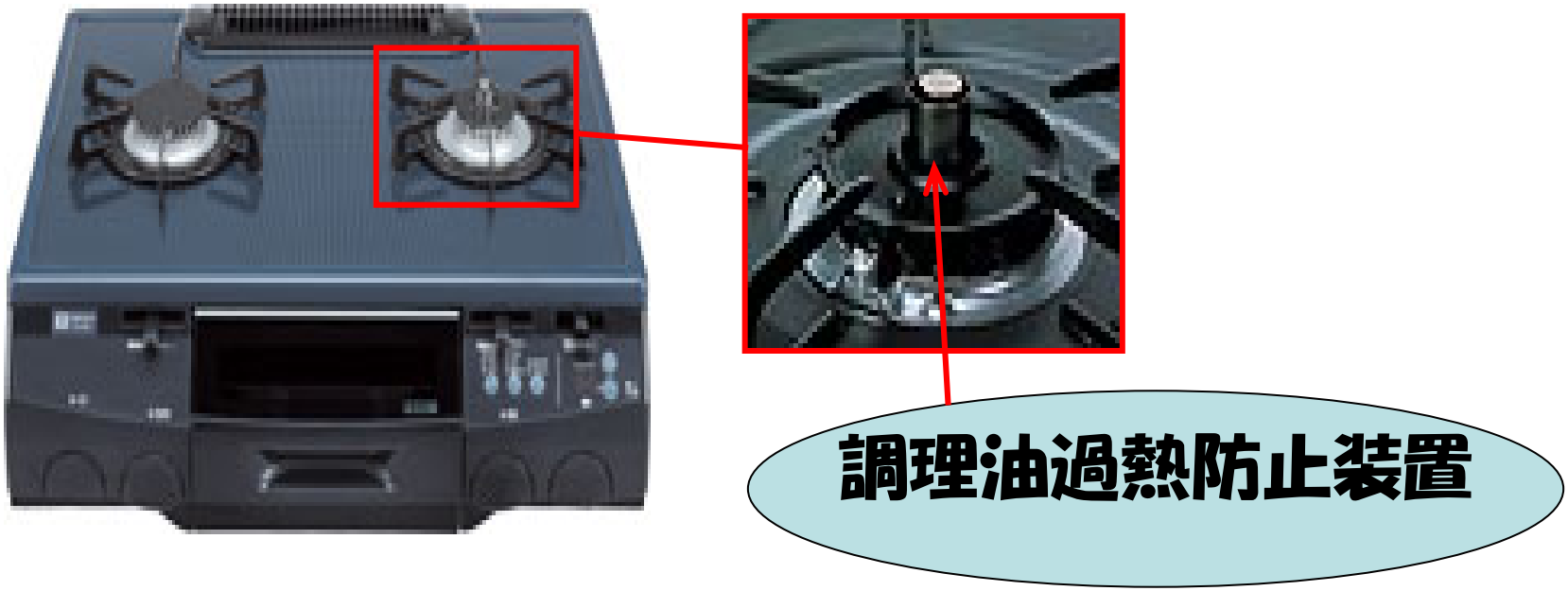

「あげルック」とは、温度センサーがなべ底の温度を測定し、調理油が自然発火する約３６０℃に達する前にガスを自動的に止めるための装置（調理油過熱防止装置）です。
（２５０℃～３００℃で作動します。）

４　石油ストーブ等の安全確保

消火せずに給油し、こぼれて発火する事故や換気不足による一酸化炭素中毒等、事故の事前防止のために安全基準を定めます。

→　今後、ＰＳＣマークが無いと販売できなくなります。

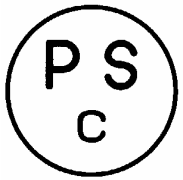

PSCマーク

主な安全基準の内容は、以下のとおりです。

石油給湯機・石油ふろがま

・・・・空焚き防止装置の設置義務付け、一酸化炭素濃度基準値遵守など

石油ストーブ（ファンヒーターを含む）

・・・・カートリッジ給油式に給油時消化装置設置義務付け、ファンヒーターに不完全防止装置設置義務付けなど

施行予定

平成２１年４月１日からスタートします。

消費者の皆さまへのお願い

➢ **以下の製品について、事故を起こさないようお願いします。**

- サンダルを履いてエスカレーターを利用する際のご注意
- エアゾールスプレーの事故（廃棄時の引火）のご注意
- 木製香台上の線香による発火にご注意
- 電源コード付け根部分の損傷によるショートにご注意
- 小型キッチンユニット用電気こんろの使用上のご注意
- 温水洗浄便座の損傷部からの発火にご注意
- 衣類乾燥機を使用する際のご注意
- 電動車いすを運転する際のご注意
- 天ぷら調理上のご注意

サンダルを履いてエスカレーターを利用する際ご注意ください！

こんな事故が起こっています

サンダルを履いてエスカレーターのステップの端に立っていたところ、エスカレーター側面とステップの隙間にサンダルを巻きこまれ、足指を負傷した。

これが原因

サンダルがエスカレーターのステップの黄色ライン上に踏み込んでいたため、エスカレーターが上昇する際にサンダルが側面に擦れたことから、側面とステップとの隙間にサンダルが巻きこまれた。

ここに注意

サンダルを履いてエスカレーターを利用する際には、サンダルが巻き込まれないようにステップの中央に乗り、サンダルがエスカレーターの縁に接触しないように注意しましょう。

『エアゾールスプレー』の廃棄の際ご注意ください！

こんな事故が起こっています

浴室の床で市販のガス抜き器を使用してエアゾール缶（LPガスが使用されている）に内容物が残った状態で、穴を開けていたところ、LPガスに何らかの原因で火がつき火傷を負った。

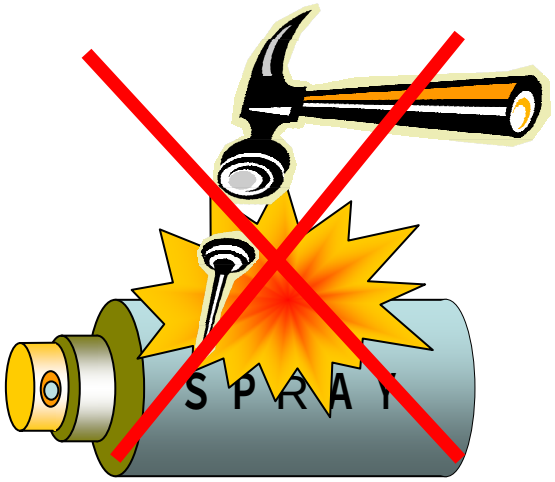

これが原因

スプレー缶に内容物が残った状態で、缶に穴を開けてガス抜きをすると、スプレーに用いられている可燃ガス(LPガス)が周囲の火種や金属同士が衝撃的に擦れ合って生じた火花により引火・爆発することがあります。

ここに注意

①スプレー缶は中身を使い切ってから捨てましょう。（「中身排出機構」が缶に付いている場合には、それを用いましょう。）
②缶に釘やガス抜き器などを用いて孔を開けてはいけません。
③中身を使い切る操作は、風通しが良い火気のない屋外などの場所で行い、噴射音が聞こえなくなるまで繰り返し噴霧用ボタンを押して完全に中身を排出しましょう。

木製香台に載せた線香による発火にご注意ください！

こんな事故が起こっています

竹線香に点火し、木製のフタが付いた木製香台に横置きに線香を載せて、フタを閉めた状態で使用していたところ香台から出火した。

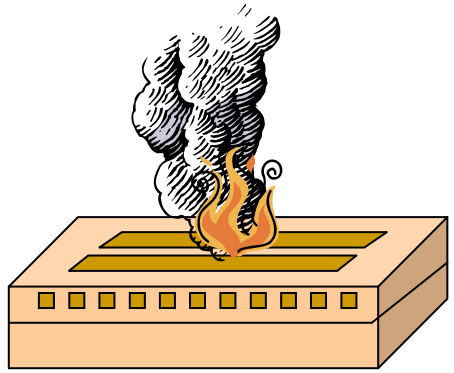

これが原因

当該香台は本来、使用時にはフタを開けて使用するように作られたものであるが、取扱説明書や本体表示にはその旨が記載されていなかった。一方、線香については、製造工程で燃焼を助ける添加剤の混合ムラがあったため、線香から炎が上がった。これらの要因が重なり、線香の炎がフタを焦がして発火するに至った。

ここに注意

・燃えている線香が香台に落ちたり、線香から炎が上がったりする場合もあり得ますから、木材等可燃物が露出している構造の香台の使用はなるべく避けましょう。

・もし木材等の可燃物が露出している香台を使用する場合は、木材等の部分と線香との間隔を十分開けるようにしましょう（上記製品の場合はフタを開ける）。

電源コード付け根部分の損傷によるショートにご注意ください！

こんな事故が起こっています

・ヘヤードライヤーの本体出口部の電源コードが焦げて電源が入らない。
・電気あんかを足下に置いて就眠したが、足に熱を感じて取りだしてみると火花が出ており、コードの根本が焦げていた。

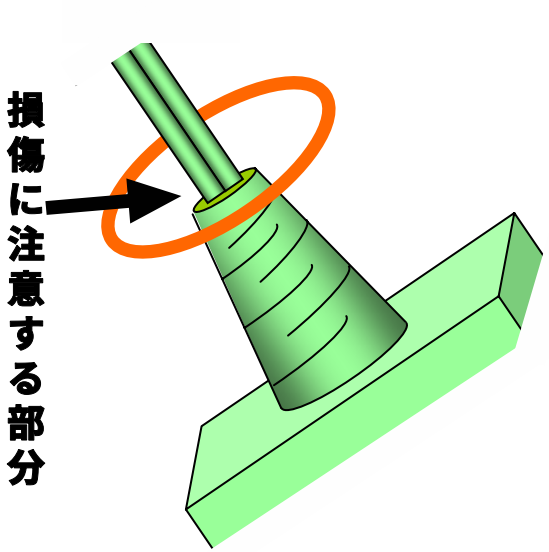

これが原因

電源コードの付け根部分は、屈曲や荷重が加わりやすい部分です。その対策として、プロテクタが設けられていますが、繰り返しの屈曲や荷重により断線が発生することがあります。

ここに注意

付け根の損傷に注意を払い、コードの外観に異常がないか使用の度毎に目視確認しましょう。異常があった場合には、当該機器の使用は止め、専門家に修理を依頼しましょう。

『小形キッチンユニット用電気こんろ』の使用にご注意ください！

こんな事故が起こっています

こんろのそばを通った時に体や荷物などがつまみに当たって意図せずスイッチが入り、こんろの上にあった可燃物に延焼。

これが原因

①電気こんろの上や周辺に可燃物を置いている。
②つまみ部分にカバーがなく露出しているため、意図せずスイッチが入ってしまう。

ここに注意

①電気こんろの上や周辺には絶対に可燃物を置かない。

②つまみ部分にカバーのない電気こんろを使用されている方は、メーカー等が行う無償改修を受けてください。

〔問い合わせ先〕小形キッチンユニット用電気こんろ協議会（０３－３５５６－５９１５）

「温水洗浄便座」の損傷部からの発火にご注意ください！

こんな事故が起こっています

温水洗浄便座から発火した。便座のヒンジが破損して脱落していたところを自分で改造修理して使用していた。

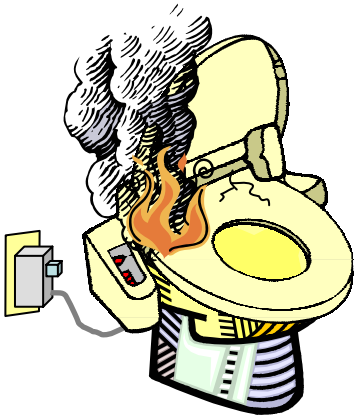

これが原因

・ヒンジが破損していたことで、この部位にある便座コードに無理な力が繰り返し掛かったことによりコードが断線し、スパーク熱で被覆が損傷した。その部位から小水や洗浄剤などの液体が侵入し、トラッキング現象が発生し発火に至った。

ここに注意

・部品の脱落やひび割れなど破損がある状態や故障したままの状態での使用してはいけません。業者に修理を依頼しましょう。

・異常に熱い、電源が入ったり切れたりする、焦げ臭いにおいがするなどの場合は、故障ですから使用を中止してください。

『衣類乾燥機』の使用にご注意ください！

こんな事故が起こっています

オイルの染みこんだタオルが乾燥中に発火。

これが原因

乾燥した時の余熱によりオイルが酸化発熱し自然発火。

ここに注意

食用油、動物系油、機械油、ドライクリーニング油、美容オイル（ボディオイル、エステ系オイルなど）、ベンジン、シンナー、ガソリン、樹脂（セルロース系）などの付着した衣類や、ポリプロピレン繊維性の衣類は洗濯後でも絶対に乾燥機に入れて乾燥しない。

電動車いすの運転にご注意ください！

こんな事故が起こっています

電動車いすに乗車して舗装されていない畦道を走行中、高低差が１ｍある側溝に転落し死亡した。

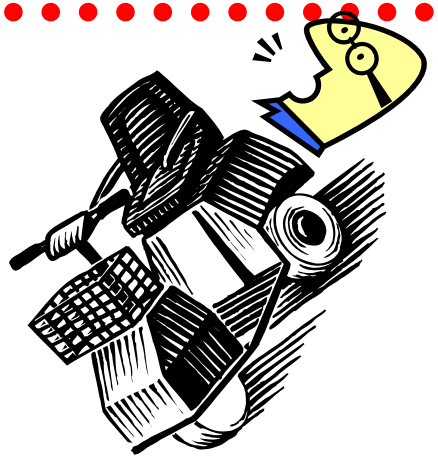

これが原因

舗装されていない路面を走行したためハンドルが取られ、思うようにハンドル操作できなかったことに加え、側溝がある路肩から十分な距離をとらずに走行したことにより、側溝に近づきすぎて転落してしまった。

ここに注意

・側溝や側面に落差面がある路面を通行する際は、路肩から間隔をとりましょう。
・舗装されていない路面、道幅が十分ではない畦道などの路面を通行してはいけません。電動車いすの車幅（最大７０㎝）を認識し、十分余裕のある道幅の道路を通行しましょう。

「天ぷら調理」にご注意ください！

こんな事故が起こっています

天ぷらを調理中にその場を離れていたところ、天ぷら油が発火して火災となった。

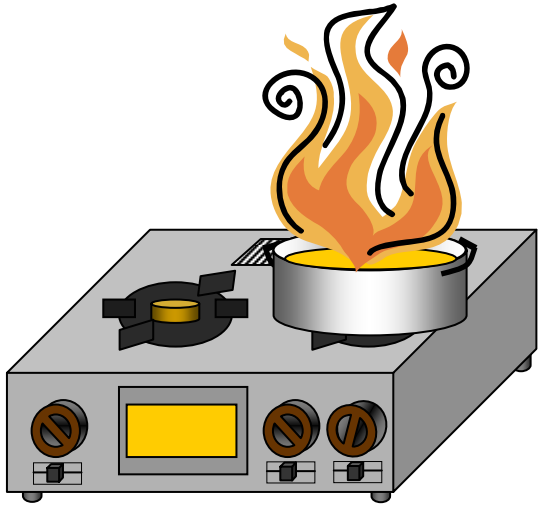

これが原因

天ぷら鍋をガスこんろ又はIH調理器にかけたまま放置してしまったため、天ぷら油が過熱されて発火点に達し発火するに至った。

ここに注意

- 天ぷら調理中は絶対にその場を離れてはいけません。もし離れざるを得ない場合は、必ず消火しましょう。
- 天ぷら油過熱防止装置（あげルック）が装備されているガスこんろの場合は、天ぷら調理は必ず過熱防止装置がついている側のコンロで調理しましょう。
- ＩＨ調理器で天ぷらを調理する時は、専用なべを使うほか、たっぷりと油を入れましょう。

➢ご静聴ありがとうございました。

製品安全施策については、
経済産業省HPトップページの
このアイコンをクリック

経済産業省
Ministry of Economy, Trade and Industry